

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今年度2回目の配信です。今回は、前回に引き続き「最近の暴力団の特徴的傾向」と「総会屋」・「会社ゴロ」・「社会運動等標榜ゴロ」などについて、説明していきたいと思っております。

さて、先月22日(金)、暴力団壊滅秋田県民大会を市内のホテルで開催しました。昨年に引き続き、規模を縮小しての開催としました。来年こそは、多くの県民の皆さんに参加していただきながら大会を開催したいと考えております。その節は、是非ご参加をお願いいたします。

## 暴力団の実態編(立花書房教本の一部抜粋)

### 1 暴力団等反社会的勢力の実態

暴力団等の反社会的勢力は、事故やトラブルなどに因縁をつけたり、機関誌の購読や下請参入、広告料、寄附金などの名目で不当な要求をしたり、最近では、各種給付金詐欺やオレオレ詐欺を行うなど、社会の変化に応じて、その活動は多様化し、巧妙化している。

### (3) 最近の暴力団の特徴的傾向(「7月号(1)暴力団の実態、(2)暴力団の特徴」に引き続き)

#### ア 大規模暴力団による寡占化

六代目山口組、神戸山口組、絆會及び池田組並びに住吉会及び稲川会などの大規模暴力集団による組織勢力の寡占化が続いている。令和3年末のこれら主要団体等の暴力団構成員等の総数は17,200人で、暴力団全体の71,4%を占めている。

#### イ 潜在化・不透明化

暴力団対策法が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤去し、名簿等に構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠蔽する傾向が強まっている。

#### ウ 資金源獲得活動の多様化・巧妙化

社会経済の変化に伴い、民事介入暴力や企業対象暴力等、市民の平穏な日常生活や企業の健全な経済活動に深く介入したり、行政機関を対象とする違法又は不当な行為をするなど、行政の健全性・公益性を害する行政対象暴力を敢行している。

### (4) 総会屋・会社ゴロ・社会運動等標榜ゴロ

ア 総会屋 ～株主の権利を行使して、企業から利益の供与を受け、又は受ける恐れがある者

イ 会社ゴロ ～総会屋以外で、企業等を対象に不正に利益を求めて暴力的不法行為を常習とし、又は常習とする恐れのある者をいう。

#### ウ 社会運動等標ぼうゴロ

～政治活動若しくは社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあるグループ、個人である。